

[優秀賞]

## 「足」で稼ぎ「足跡」でたぐり寄せた 否認事件の勾留請求却下と不起訴処分

炭谷喜史 大阪弁護士会・61期

覚せい剤自己使用事件。被疑者は否認しているが、被疑者の尿からは覚せい剤反応が出ており、採尿手続にも責任能力にも問題はない。

これだけを聞いたら、被疑者の勾留請求が却下され、しかも不起訴になると、誰が思うであろうか。

それが、勾留請求が却下されて不起訴になった。そんな事件の顛末である。

### 事案の概要

依頼者A氏は25歳の無職男性。近畿のI市出身で、事件当時は大阪市内で一人暮らしをしていた。

1月31日午前1時頃、A氏は大阪市内にある入浴施設Sで入浴後、見知らぬ男性Bに声をかけられた。「出張ホストの仕事に興味はないか」との誘いに興味をもったA氏は、女性面接官が詳しい話をすると称するBの車に乗って移動することとなった。途中、Sの近くのコンビニLにBが「お金を下ろす」と一人で入っていったので、A氏はその間に古くからの友人N氏に電話をかけた。「今車で出張ホストの面接に行くところ。やばかったら電話するから頼むな」「ほんまにやばいときは電話かけられへんやろ」「そうやな」。そんな笑い話が現実のものになろうとは、このときのA氏には知る由もなかった。

コンビニから戻ってきたBは、A氏に「Bです。出合いのしるしに」などと言いながら栄養ドリンクを渡し、乾杯を求めた。先にぐっと飲み干したBにつられて、A氏もぐっと飲み干した。あとから思えば、渡された栄養ドリンクは封が開いていた。

A氏は、Bに連れられ、市内のホテル街にあるラブホテルに入った。そこでA氏はBに、アルミホイルの上で煙になっている覚せい剤様のものを吸わされそうになった。密室に2人きりで逃げようにも逃げられず、身の危険を感じたA氏は少しだけ吸い込んだ。Bが注文したビールにもBが何かを混入したのが見えたが、A氏はBに手を添えられる形で一気に飲み干してしまった。わけがわからなくなってきたA氏に、Bは女性に見てもらうからと称して服を脱ぐよう指示し、A氏はBにわいせつ行為までされてしまった。A氏はなんとか最低限の服を着て、隙を見て、靴やジャンパーなどを持たないままの状態ラブホテルから逃げ出した。

A氏は、パニック状態でラブホテル周辺をうろろろしていた。真冬の深夜に靴を履かず上着も着ていなかったからか、職務質問を受けた。事情を説明するA氏に、警察官は「もし被害届を出したいならM署な、M署」。その後も明け方までさまよったA氏は、タクシーを拾ってなんとか自宅に帰りつき、隠してあった合鍵で部屋に入り、倒れるように眠りに落ちた。

気がつく、昼過ぎだった。のどに痛みがあり気分が悪かったA氏は、午後1時55分頃、自分で救急車を呼んだ。しかし、駆けつけた救急隊員に昨夜の出来事を説明すると、薬物中毒者扱いをされ、警察病院に搬送された。救急隊員が電話で「お母さん、正直言いまして、クスリですわ」と言っていたのがA氏の印象に残った。これといった治療行為を受けることができないまま、K署に任意同行を求められて尿を任意提出し、供述調書をとられかけたが、内容に納得できず訂正を求めると、もういいと怒鳴られてそのまま帰された。外はすでに暗く、午後7時頃になっていた。A氏の携帯の充電は切れていた。

A氏はその夜は不安と恐怖で自宅に帰ることができず、ファーストフード店とネットカフェで朝まで過ごし、翌2月1日昼頃帰宅。その夜、友人N氏に連絡をとり、N氏の車で送ってもらってI市の実家に帰った。

その後、2月14日になって、尿検査で覚せい剤反

応が出ていることをA氏の母がK署の警察官から電話で聞かされた。A氏は明らかに、覚せい剤自己使用の被疑者になってしまったわけである。しかし、A氏としては、自分は見知らぬ男から覚せい剤のようなものを無理やり吸わされた被害者であるという認識に変わりはなかった。

## たくさんの「足跡」たち

A氏は、2月18日、私の所属事務所である大阪パブリック法律事務所(以下、「大パブ」という)に初回相談に来られた。大パブの所長である森下弘弁護士が対応し、私と、弁護士になりたての新人吉田督弁護士の2人が実働部隊として弁護にあたることになった。

A氏は、大パブに来られる前に、自身でいろいろな行動を起こしていた。

2月4日、A氏は大阪弁護士会で有料法律相談を受けた。担当弁護士から被害届の提出を勧められ、同日、K署で被害届を提出しようとしたが、「君は被害者ではなく被疑者だ。尿から覚せい剤反応が出れば、即逮捕しに行く」と言われて受領拒否された。

2月10日、A氏はI市役所で無料法律相談を受けた。ここでは、告訴状の提出を勧められた。

2月13日には、A氏は兄とホテル街に現場ホテルの確認に行った。ホテルの名前は覚えていなかったが、周囲の風景やホテルの外観などから、たぶんホテルJだろうという印象を持った。そのときのコインパーキングのレシートが残っていた。

そして、2月15日、A氏は地元I市のT弁護士に相談し、大パブの森下弁護士を紹介されたのだった。A氏がT弁護士に相談したことは、T弁護士に協力を依頼して証拠化可能だった。

2月4日の法律相談の際の相談票写しの入手をA氏に指示したところ、弁護士会から開示を拒否されたので、23条照会での入手を試みることにした。

また、A氏が被害直前に友人N氏に電話をかけたことを裏づけるため、A氏利用の携帯電話会社に対して、A氏本人から通話履歴を取り寄せるよう指示した。後日開示された通話履歴には、1月31日午前1時28分に56秒間N氏に発信した履歴が記録されていた。

A氏やその家族、そしてN氏には、陳述書の作成を依頼し、完成した時点で確定日付を取得した。こうして、A氏が被害者として行動してきた「足跡」の証拠化を進めていった。

## 「足」で稼いだ証拠収集

A氏は、2月18日の初回相談の時点ではまだ逮捕されていなかったが、尿から覚せい剤反応が出ているのであればいつ逮捕されてもおかしくない状態だった。A氏から聴き取った事情をもとに、どのようにA氏の主張を裏づける証拠を収集するかを検討していった。

まず、緊急を要するものとして、入浴施設S、コンビニL、ホテルJに対して、防犯カメラの映像を消去せず保全するよう要請する文書を送付した。

入浴施設Sの担当者からは「警察からの要請でなければ、保全もしない」との回答があり、コンビニLからも、防犯カメラ映像の保存期間を経過しているため映像は残っていないとの回答があった。しかし、2月22日、ホテルJの担当者より「協力するが、いつの分まで残っているか当方でも不明なので、一度見に来てほしい」との連絡があり、翌23日午前、私と吉田弁護士とA氏の3人でホテルJの現地調査に赴いた。

ホテルJの防犯カメラ映像を確認させていただいたところ、2月1日午前5時以降の分しか残っていなかった。あと数日早ければと悔やんだが、時すでに遅し。事件当日の業務日誌をお願いして見せていただいたところ、午前2時前後に502号室と601号室の2件の利用があったので、お願いしてコピーをいただいた。応対してくれた男性担当者いわく「男性2名の利用の場合、前金で1万円預かっているが、その記録がない。当日のフロント担当者にも聞いたが、男性2名の利用はなかったと言っている。当日、靴などの忘れ物もなかった」とのこと。しかし、部屋を見せてもらったところ、A氏は502号室を見るなり、部屋の構造や独特のガラス扉からして502号室で間違いなくと思うと断言した。その場で急遽、吉田弁護士をB役として被害状況再現の実況見分を行うことにし、被害状況の写真撮影をした。

この日のホテルJ担当者の発言からすると、A氏の

言い分は真つ向から否定される形となる。もし今A氏が逮捕されて、今言っていると通りの言い分をすれば、ホテルJ担当者の供述調書で潰され、A氏は虚偽の弁解をしていると思われて、間違いなく起訴、そして有罪だろう。そんな最悪のストーリーが頭をよぎった。

もしかしたら、A氏が思い込みか勘違いをされていて、本当はホテルJとは別のホテルに連れ込まれたのかもしれない。ホテルJ周辺のラブホテルをあたってみるようになった。

森下弁護士は私に、「ラブホテルに紙爆弾を送りつけてくれるか？」と指示を出してこられた。しかし、多数のラブホテルの住所や名称を調べて書面を郵送するのは結構な手間がかかりそうだし、返事がいつ来るかわからない。ホテルJでニアミスで映像が消えていた失敗例からも、一刻を争う。さっさと現地に突撃したほうが早い。そう思った私は「それよりも、今からラブホめぐりをしたほうが早いです」と即答し、吉田弁護士を誘って、早速男2人でラブホテルをめぐることにした。

2月24日午後9時頃から、ホテルJ周辺のラブホテルを片っ端からあたった。客の多い時間帯にスーツ姿の男2人で入店してお願いするわれわれに対し、あからさまに嫌な顔をする店もあったが、身分と事情を説明すると、思ったよりは親切に対応してもらえた。しかし、そもそも男2人での利用は認めていない店が多く、もし男2人で利用しようとする防犯カメラで確認してお断りしているはずだという店が多かった。防犯カメラの映像についても、モニター確認のみで録画までしていない店が多く、録画していたとしても残っているかは上司に聞かないとわからないという店がほとんどで、協力依頼の要請書を手渡すことまでできなかった。そのうえ、事件当日の靴などの忘れ物がどの店にもなかった。終電近くまで頑張ってみたが、これといった成果はなかった。

われわれの証拠収集は、連れ込まれたラブホテルがどこかという核心部分で、暗礁に乗り上げた。

## 突然の逮捕・勾留請求

弁護士サイドでできることをひとつおとり行い、手詰まり感が漂っていた3月28日午後1時過ぎ。A氏は、

実家に戻るため、事件当時住んでいた大阪市内のマンションを解約し、母親と一緒に明渡しを済ませた直後、マンションの前で待っていた警察官に通常逮捕された。

母親から連絡を受け、同日午後5時半頃からK署で接見。A氏には、黙秘や署名・指印拒否はさせず、自らの言い分をありのままに話させることにした。ただし、場所については断定的に話させないようにした。自分としてはホテルJだと思っていて弁護士と一緒に確認に行ったが、裏がとれず、もしかしたら別のホテルだったのかもしれないが、ラブホテルで無理やり吸わされたのは間違いない。そう述べるようにアドバイスした。

何としても勾留請求は却下させなければならない。勾留請求が3月30日午前の予定であることを確かめ、検察官と裁判官に提出する意見書を起案した。そして、3月30日、朝一番でA氏に接見した後、「勾留請求しないことを求める意見書」と陳述書（A氏本人、父、母、友人N氏のもの）、弁護士選任届を大阪地検に持参提出。検察官との面談まではできなかったが、勾留請求担当は公安部のD副検事とわかった。

勾留担当裁判官との面談を申し入れ、午後2時40分から大阪地裁令状部のO裁判官と面談。「勾留請求却下を求める意見書」を提出した。家族と住んでいるので3号はあまり心配しておらず、覚せい剤を飲ませた人のでっちあげも、その人が罪に問われるので考えにくく、N氏の関係も接触禁止が図れば大丈夫ではないかとの考えのようであった。O裁判官の求めに応じ、携帯電話の通話履歴も提出した。検察官が勾留請求の理由として、自宅の家宅捜索が未了であることを挙げていたようだが、捜査機関としてはこれまでにいくらかでも家宅捜索できる時間があつたはずであり、そんな理由が認められるなら捜査を遅らせれば2号該当になってしまう、と憤っておられた。勾留請求却下の感触だった。

午後4時10分、O裁判官から電話があり、勾留請求却下の方向で調整中であるので、A氏に接触しない旨のN氏の電話聴取書を準抗告審で追加提出するように、との連絡があつた。そして、午後4時58分、令状部書記官から、勾留請求却下の連絡があつた。同時に、検察官が準抗告予定であるとも告げられた。

勾留請求却下とほぼ時を同じくして、2月4日の法律相談票の23条照会の回答が、ようやく手元に届いた。A氏本人記載の「相談概要」欄には、被害届を出したいという文字がしっかり記載されていた。「足跡」がまた一つ揃った。

午後7時21分、準抗告審である大阪地裁第15刑事部から連絡があり、裁判官面談を申し入れて、15刑に駆けつける。N氏にも何度も連絡を試みていたが、仕事のためかまだ連絡がついていなかった。裁判官に、届いたばかりの23条照会の回答結果を追加提出し、N氏の電話聴取書も必ず追加提出すると宣言して、準抗告棄却を求めた。その後、午後8時頃にN氏と連絡がついたので、約束どおり、電話聴取書を15刑に追加提出した。

準抗告審の判断を待っている間に、私は別件の被疑者への接見に行った。接見が終わった午後9時29分、15刑に進捗状況の確認電話をかけたところ、今日中に判断予定だが現在検討中とのことだったので、いったん帰宅して連絡を待つことにした。

午後11時53分、15刑からの電話。「準抗告棄却です」。これまで自分の準抗告を棄却され続けてきた私は、思わず「検察官の準抗告棄却で、釈放ということですね」と念を押していた。「はい。決定は明日お渡しでいいですか」。書記官の声が、どこか何かをやりとげたような満足げな感じに聞こえた。

夕方にA氏に接見に行ってくれた吉田弁護士からの報告では、もしI市まで帰る電車がないうちに釈放となれば、A氏は自分でどこかのホテルに一泊すると言っていたとのことだった。しかし、K署の近くに適当なホテルがあつたらうか。タクシーもきちんとつかまるだろうか。なにより、真冬の深夜の街に被疑者の身分で一人放り出されたら、ものすごく不安ではなからうか。私は、A氏を迎えに行くことにした。

日付が変わってから、終電とタクシーでK署に向かった。タクシーには事情を話してK署の前で待ってもらい、K署の受付付近で待つこと数分。ちょうどいいタイミングで、釈放されたA氏が階段を降りてきた。A氏と相談し、大パブ近くのビジネスホテルまで送り届ける。タクシーに乗り込んだA氏は家族と電話で話し、ようやく少し安堵した表情を見せた。A氏と別れ、自宅に帰る車内で街灯の明かりに揺られながら、私もいくらか心地よい気分を味わっていた。

## 準抗告審の判断

翌朝、私は15刑に決定書を受け取りに行き、もしかしたら昨夜自宅に帰れなかったかもしれない担当書記官にお礼を言った。決定では、2号・3号該当性を一応認めたとうえで、次のように述べて勾留の必要性がないとしていた。

「一件記録によれば、被疑者は、平成23年1月31日に警察署に任意で出頭した上で尿を任意提出し、概ね上記のような弁解を行っていたこと、同年2月2日には尿の鑑定結果が判明していたこと、その後被疑者が弁護人に相談し、弁護人において被疑者の弁解を裏付ける陳述書を作成するなどの弁護活動を行っていること、そのような状況にあったにもかかわらず、捜査機関において、被疑者逮捕に至るまでの間に、被疑者の自宅等に対する捜索を実施するなどして、被疑者の交友関係や覚せい剤等薬物使用に関係する証拠物を発見してこれを差押えたり、関係者から事情を聴取するなど、被疑者の弁解に関する捜査がなされた形跡は見当たらないことなどが認められる。このような本件の捜査経緯に照らすと、現時点において罪証隠滅の対象となり得る証拠物等が残存している可能性は低く、また、仮にそのような証拠物等が存在する可能性があるとしても、その罪証隠滅のおそれを理由に被疑者の勾留を認めることは相当でない。加えて、被疑者の知人や家族らの陳述状況に照らすと、実効性のある罪証隠滅行為も容易には想定し難い。

また、被疑者は、尿を任意提出してから逮捕に至るまでの約2か月間、実際に逃亡しておらず、現在は両親の住む実家に身を寄せて生活していること、上記のとおり、弁護人を選任し、弁護人において活発な弁護活動を展開していることなどの事情に照らすと、逃亡のおそれも相当に低いものといえる。

以上の諸点に照らすと、本件において被疑者を勾留する必要性があるとするには疑問があるというほかない」。

## まさかの展開

勾留請求却下という一つの成果は達成したが、い

まだA氏の言い分の裏づけが乏しい状況に変わりはなかった。連れ込まれたラブホテルがどこかという核心部分について、このままではA氏の言い分は潰される。結局起訴されて有罪となったのでは意味がない。A氏の不起訴には、なお予断を許さない状況だった。

A氏に対する在宅での任意取調べは、釈放翌日から始まった。基本的には、すでに提出済みの陳述書で詳しく述べたとおりで、それ以上に話すことはないという対応をとった。A氏の実家の家宅捜索もされたが、何も持って帰らずだった。

われわれは、弁護士サイドのできる証拠収集はもはや限界のため、警察の強制捜査権限で捜査してもらってA氏の無実を支える証拠が見つかることに賭けるほかないと考え、4月4日付けでK署長宛ての要請書を提出した。要請書では、入浴施設Sや、ホテルJおよびその周辺のホテル、周辺のビルや路上などに設置の防犯カメラ映像に関する捜査、A氏に職務質問した状況に関する捜査、A氏がした119番通報に関する捜査、A氏の被害届を受領しなかった状況に関する捜査、A氏の任意出頭ごとの採尿および薬物検査などを要請した。

そんななか、4月6日、A氏の現場引き当りが行われた。ホテルJにA氏も警察官とともに赴き、フロント係への事情聴取にA氏も立ち会った際、フロント係からこんな話が飛び出した。「1月31日午前2時頃男性2名の客が502号室を利用した。1人は2時30分頃退出し、もう1人もその10分後くらいに店を出た。直後に502号室を確認しに行くと、男性物のジャンパー、靴、タンクトップ、手袋の4点が残されていた。忘れ物として2週間ほど保管していたが、どこからも連絡がないので処分した」というのだ。

まさかと思い、後日、吉田弁護士からもホテルJに電話で確認したところ、女性フロント係いわく「男性2名の客からは前金として1万円を預かるシステムを採用しているが、年配の男性が見るからにやこしそうな人だったので、トラブルになるのが怖くて請求しなかった」とのことだった。

A氏が主張し続けてきたとおりの、男性2名での利用と、特徴的な忘れ物。大きな手ごたえを感じた。

4月25日に検察官調べ。不起訴処分とするよう求める意見書を連休前半で起案し、面談を求めて5月

2日にD副検事に連絡をとって、拍子抜けした。A氏は、4月28日付けですでに不起訴処分にされていたのだった。

## 終わりに

本件では結論として不起訴処分となったが、もしホテルJから男性客2名利用や忘れ物の話が出てきていなければ、どうなっていたかは心許ない。ともあれ、否認事件で覚せい剤反応まで出ていながら、な

んとか依頼者の言い分が通る形での勾留請求却下・不起訴処分という成果が得られ、本当によかった。運がよかったというほかないが、その前提として、足跡を残すことの重要性と、自分の足で現場に赴くフットワークの軽さの重要性をあらためて感じた事件だった。

「弁護人において活発な弁護活動を展開している」。こういうのを、弁護人冥利に尽きるというのかもしれない。

(すみに・よしふみ)